

平成27年度

事業計画書

社会福祉法人
三笠市社会福祉事業団

平成27年度・三笠市社会福祉事業団事業計画

I 基本方針

平成27年度社会福祉法人三笠市社会福祉事業団は、『自立支援』『尊厳の保持』を柱に、高齢者に対する継続した介護と利用者本位の視点に立ったサービスの提供を目指す。

また、介護保険法の改正年度にあたり、社会福祉法人の在り方について様々な意見、規制緩和等が議論されている中、地域に根差した公益法人として社会福祉制度の狭間のニーズ、経営の合理性だけでは実践できない地域ニーズへの対応と地域貢献に関わる開拓的な取組みを、三笠市をはじめ関係機関とともに連携を図りながら検討していく。

II 事業計画

1. 法人の管理運営

- (1) 理事会 ～ 事業計画、予算、決算その他を審議するため、年度内に概ね4回以上開催する。
- (2) 監査 ～ 事業及びサービス提供状況、利用者預り金の状況等、さらに新会計基準に基づいた経理の執行等、管理事業をより適正に期するうえから内部監査を年4回以上実施する。

(3) 組織（職員）体制

本年度においも、効果的な人事の異動・配置を実施するとともに、職員に目的意識を持たせ就労意欲向上と個々のスキルアップを図る仕組みを構築する。また、スムーズな福祉の人材確保と、職員のモチベーションが保てることを主眼においた給与体系の見直しを検討するとともに事務局体制の強化を図る。

(4) 指定管理施設及び事業

① 指定管理施設

区分 施設名	管理指定 年月日	建物面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	所在地	備考
養護老人ホーム 三笠市三楽荘	26.4.1 (第3期)	5,078.00	22,182.00	三笠市 清住町112	特定施設適用
特別養護老人ホーム 三笠市ことぶき荘	同上	3,759.58	15,377.58	三笠市 清住町112	介護保険施設
デイサービスセンター 三笠市湯快館	同上	467.59	三楽荘に 併設	三笠市 清住町112	介護保険施設
計		9305.17	37,559.58		

② 指定実施事業

ア. 老人ホーム事業

区分 事業施設	種別	定員(人)	職員数(人)	備考
三笠市三楽荘	養護老人	100	30	措置施設
三笠市ことぶき荘	特別養護老人	88	66	介護老人福祉施設

イ. 外部サービス利用型特定入居者生活介護事業

区分 事業施設	種別	定員(人)	対象数(人)	職員数(人)	備考
三笠市三楽荘	養護老人	100	55	17	介護保険対象事業

ウ. 訪問介護事業

区分 事業施設	種別	サービス提供時間	職員数(人)	備考
三笠市三楽荘	老人訪問介護	24時間	20	介護保険対象事業

※ 三笠市三楽荘において必要職員数は、それぞれ兼務配置

エ. 老人短期入所事業

区分 事業施設	種別	定員(人)	職員数(人)	備考
三笠市三楽荘	養護老人	5	—	措置施設
三笠市ことぶき荘	特別養護老人	12	—	介護老人福祉施設

※ 職員数については、本体老人ホームと兼務

※ 三笠市ことぶき荘においては、空床ベッド利用可

オ. 通所介護事業

区分 事業施設	種別	定員(人)	職員数(人)	備考
三笠市湯快館	老人通所	25	10	

カ. 障害者自立支援事業

区分 事業施設	種別	定員(人)	職員数(人)	備考
三笠市ことぶき荘	障害者短期入所	空床利用	—	空床定員は概ね2人

※ 職員数については、本体老人ホームと兼務

2. 施設の管理運営

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう、指定を受けた各施設（事業）の運営については、サービスの質の確保と向上を目指すとともに、コンプライアンス（法令遵守）の重要性を認識し、効率的かつ柔軟な対応が円滑に行える取組みを実施する。

- (1) 運営指導 ～ 施設の適正な運営と介護保険制度等に即応するため、随時、運営状況についての調査、指導を行う。
- (2) 監査 ～ 各施設経理、施設事業の実施状況及び利用者預り金の管理状況について、年4回以上の内部監査を実施するとともに、管理者による小口現金等の状況の把握を徹底する。
- (3) 会議 ～ 各種職員会議の会議を定期的で開催し、基本方針の理解を深めるとともに、職員間の意思の疎通と職種間の連携強化に努める。
- (4) 事務 ～ 法人運営の透明性を確保するため、インターネットを通して財務諸表の公開を行うとともに、外部監査の在り方についての検討を行う。また、新会計基準による会計経理の安定と、コンピュータシステムによる事務遂行レベルの平均化を図る。
- (5) その他 ～ 施設間の効率的な運営を図るため、人事又は事業の交流を促進するとともに、各施設における日課の見直しを検討し、施設生活の充実を図るよう指導を行う。

3. サービスの向上

施設利用者は、それぞれ利用する施設の特性により、身体状況、精神状況さらには生活の様相が異なることから、施設単位において『利用者サービス目標』を掲げるとともに、利用者個々の介護計画の作成、実施、計画達成度の調査を定期的に行うことによる『個別ケア』の確立と『人権擁護』の徹底を図りサービスの向上に努める。

(1) サービス目標

それぞれの施設において『サービス目標』を設定するよう指導するとともに、その実践に対しても指導、助言を行う。

(2) 各種施設行事

生活に潤いと家庭的な雰囲気醸成するための各種行事を実施するとともに、行事等を通じ、家族と施設間の連携強化を図ることの指導を行う。

(3) 地域との交流

施設利用者は地域社会の一員でもあることから、地域行事への参加や慰問団体及び町内会との交流を促進するよう努める。

(4) 人権擁護の徹底

施設利用者に対し身体拘束、虐待等を決して行うことなく、サービス提供に関しては

利用者個々の介護計画を作成し、その計画に沿ったサービスを提供することで『中立・公平』を守り、職員には人権擁護の徹底を図る。

(5) サービス内容の評価及び情報の公開

介護サービスの内容については、職員に対し自らサービスの評価を行なうことを指導するとともに、公の機関による介護サービス調査を受け、情報の公開を実施する。

(6) 苦情等への対応

苦情等への対応は、各施設において苦情対応責任者及び担当職員を明確にし、対応処理の組織を確立させるとともに、第三者委員とも連携を図り、適切な苦情対応を行う。

(7) 役職員の研修

サービスの向上を促進するため、人材の育成、資質の向上を図る観点から次の役職員研修を計画する。

- ① 先進法人及び先進施設の運営状況調査、研究のため役職員による視察の実施
- ② 専門的知識、技術の修得を図るため、役職員による研修会及び諸会議等への派遣
- ③ 各種資格取得を目標とする職員に対する援助
- ④ 「目的意識」「問題意識」「役割意識」の涵養を図るための『施設内研修』の開催指導と『事業団研修』の実施を計画する。
- ⑤ “オムツはずし”の試行、実践等『科学的介護』の研究をすすめる。

4. 防災安全対策

施設の防災安全対策としては、『三笠市社会福祉事業団防災規程』の内容を職員に対し、一層の周知及び理解の徹底を図るとともに、災害の状況に対応した教育について次の事項の強化を図る。

(1) 初期消火対策

職員による消火訓練を年2回実施する。

(2) 避難誘導・搬送対策

災害発生時に的確な対応を図る職員体制の整備と、消防署及び関係機関と連動した初動対応、利用者及び職員災害防止教育、日中・夜間を想定した避難及び搬送を目的とした避難訓練を年2回（火災想定1回、自然災害想定1回）実施する。

(3) 非常通報設備の管理

消防機関に早期かつ的確に通報するための非常通報設備の保守管理と、適切な取扱いの徹底を図る。

(4) 近隣町内会との連携

近隣である二つの町内会と、非常災害時における避難誘導等の協力を仰ぐ体制強化を図るとともに、施設の構造、利用者の状況を認識してもらうように努める。

(5) 気象情報の収集と活用

自治体及び気象庁が発表する気象情報に対しライフラインの検討、通所施設利用者の早期帰宅援助等、敏感な対応を図る。

5. 施設内感染症予防対策

インフルエンザ、ノロウイルス等感染症の予防については、職員の衛生意識の徹底と施設利用者が健康な日常生活を送れるよう、次の事項について強化を図る。

(1) 三笠市社会福祉事業団施設内感染委員会

三笠市三楽荘、三笠市ことぶき荘、三笠市湯快館それぞれの施設が感染予防対策の認識を共有できるよう定期的に委員会を開催する。

(2) 感染症予防対応マニュアルの整備

三笠市三楽荘、三笠市ことぶき荘、三笠市湯快館それぞれの施設は、利用者及び設備の態様が異なることから、施設の特性にあった『感染症予防対応マニュアル』の見直しを図る。

(3) 感染予防教育

保健所等関係機関が開催する感染予防、啓発に関する研修会へは積極的に職員を派遣するとともに、職員が情報を共有できるよう『感染症予防研修』を定期的に開催する。

(4) インフルエンザ予防ワクチン接種の推進

(5) 食中毒予防対策

保健所を始めとする、関係機関の指導を受けるとともに、内部マニュアルである『給食施設における衛生管理マニュアル』に基づいた、設備・器具の消毒及び管理の徹底と調理従事者の衛生意識の向上を図る。

6. 職員の健康管理

職員の健康管理（メンタルヘルス対策を含む）と健全な職場環境の育成を図るため、次の事項を実施するとともに、特に介護・看護作業による『腰痛』の予防について、各施設利用者の身体状況を理解した対策を検討する。

(1) 衛生委員会

『社会福祉法人三笠市社会福祉事業団職員衛生管理取扱要綱』に基づく、衛生委員会を定期的に開催するとともに産業医との連携により、快適な職場環境の形成を目指す。

(2) 健康診断

① 一般健康診断

- ・夜間勤務をする職員 — 年2回実施
- ・上記以外の職員 — 年1回実施

② 特殊健康診断

- ・介護士、看護師、介助員の職にある者は、腰痛等の検査を年2回実施する。

(3) その他

- ① 最新の福祉機器の情報収集とその活用を図る。
- ② 腰痛等の労働災害事故防止に関する情報の収集及び研修等への参加
- ③ 労働災害事故防止に関する内部研修の開催

7. 施設機能の開放と改修

施設の機能を活用した地域開放事業を実施する等、地域における重要な福祉資源としての目的と機能の理解を図る。

また、新築移転から 15 年以上を経過し、耐用年数を越え、部品等の供給が困難になってきている設備について、内部点検の強化と利用者安全確保及び施設内衛生の観点から一部設備の改修を年次的な計画をもって実施する。

- (1) 介護相談事業
- (2) 資格取得希望者及び養成学校生等の施設実習受入れ
- (3) ボランティア及び施設見学者の受入れ
- (4) 『夏まつり』等の事業の開催
- (5) 各設備一部改修整備（暖房設備、スプリンクラー水槽等）

平成 27 年度・養護老人ホーム三笠市三楽荘事業計画

《 1. 基本方針 》

『利用者の能力に応じた自立支援を行う施設』

『明るく家庭的な雰囲気有し地域や家庭と連携する施設』

《 2. 利用者へ提供するサービスについて 》

サービス目標 『一人一人の意思及び人格を尊重した個別支援の実施』

利用者自ら自立した日常生活を営むことができるように、個々の身体面、精神面及び社会面の状況に応じた個別支援を実施するとともに、一人ひとりの状態に合った質が高く安心・安全な介護サービスを提供する。

(1) 利用者の意思及び人格の尊重

利用者の意思及び人格を尊重し、職員は常に利用者の立場に立つことを念頭に置き、毎日の処遇に当たる。

- ① 利用者の尊厳と人権について理解する。
- ② 利用者個々の意思及び人格を受け入れる。
- ③ 利用者への対応は、基本的なサービスマナーや適切な言動にて誠意を持ち丁寧な対応を行う。
- ④ 利用者とは努めて対話を行い、職務を通じて信頼関係を構築する。

(2) 能力に応じた自立支援

利用者個々の能力を活かして「出来ることは自分で行う」ことを目指しながら、生活機能の維持向上を図る。

- ① 処遇計画に基づいた個別支援の実施
- ② 自立のために必要な指導及び訓練その他の援助の実施
- ③ 自らが主体的に自立を考えることができるよう支援する。
- ④ 利用者の自己実現を支援する。

(3) 利用者の各種活動への支援

施設内施設外の様々な活動を利用者の自立活動としてとらえ、施設は積極的にその支援を行う。

- ① 各種委員会及び老人クラブ活動等を通じ、利用者の有する能力を発揮できるよう支援する。
- ② 各種クラブ活動及び行事等において、利用者の生きがいを高めるよう支援する。
- ③ 施設内外において、周囲との関係を良好に保つための支援を行う。
- ④ 利用者に自主的な作業協力（下膳協力・食堂清掃等）を行ってもらおう働きかける。

(4) 介護サービスの提供

養護老人ホームでは、要介護状態又要支援状態の利用者への介護は、外部サービス利用型特定施設の機能を使用した介護サービスを提供することになるが、利用者一人ひとりの状態に合った質が高く安心・安全な介護サービスを提供する。

- ① 食事のケア …
 - ・ 利用者個々の身体状態に合わせた食事形態の工夫を行う。
 - ・ 食事に使用する自助具の定期的見直しを行う。
 - ・ 摂食・嚥下障害を理解した食事時の正しい姿勢の確保を行う。
- ② 入浴のケア …
 - ・ 1対1の介助を行いゆっくりと入浴していただく。
 - ・ 同性介助を基本とし不安なく入浴していただく。
 - ・ 入浴時の安全を十分に確保する。
- ③ 排泄のケア …
 - ・ 個々に合わせた排泄パターンを把握する。
 - ・ おむつ使用から、トイレでの排泄に向けた支援を行う。
 - ・ 便秘対策を実施する（排便サイクルの把握、腹部マッサージ、水分及び食物繊維の摂取）

(5) 日常の健康管理及び医療ニーズへの対応

利用者の日常の健康管理と体調維持するための対策を講じるとともに、医療ニーズに応えるために、医療機関との連携と定期外来通院の体制を整えることで適切な医療を受けることができるよう家族とも連携を取りながら進める。

- ① 疾病の早期発見、早期予防に努める。
- ② 脱水予防及び減塩対策を推進する。
- ③ 医療機関、嘱託医及び担当医との連携
- ④ 家族との連携（病状の説明と今後の方向性の相談）
- ⑤ 定期通院体制の維持

(6) 社会復帰の促進

利用者の身体状況や希望に応じて、本人及び家族と相談の機会を持ちます。また、社会復帰や自立のために必要な情報提供や助言を行い、関係機関との相談や連携を図りながら様々な社会資源が活用でき、スムーズに社会復帰ができるよう支援を行います。

(7) 高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止法に基づき、施設における高齢者虐待を防止し、利用者の尊厳を保持し安心安全な生活を送っていただくため、次のことについて実施する。

- ① 「虐待防止マニュアル」に基づいた虐待の防止
- ② 「虐待防止委員会」の活動を通じた施設内の状況チェックと啓発活動
- ③ 「高齢者虐待防止法」の主旨の理解と、虐待を見逃さない組織の構築
- ④ 高齢者虐待防止に係る研修会への参加と、施設職員としての倫理・法令遵守について教育の実施

(8) 身体拘束ゼロへの取組み

全職員が身体拘束を人権問題であるという認識に立ち、施設設備の見直しや介護用品の活用、特に認知症利用者については、その行動パターンの把握と介助方法等を常に検討し身体拘束廃止を目指す。なお、緊急やむを得ない場合は、「切迫性」「非代替性」「一時的」であることを認識のうえ、早期の抑制解除に取り組む。

- ① 家族等への説明、同意
- ② 介護用ベッド、転倒防止器具等の用具・備品の活用
- ③ 緊急やむを得ない場合における記録の整備、解除に向けてのモニタリングの実施
- ④ 身体拘束廃止等の研修会に職員の積極的参加と情報の共有
- ⑤ 「高齢者虐待防止法」の主旨の理解と、「緊急やむを得ない」場合を除いて身体拘束は原則すべて虐待に該当することを理解する。

(9) 事故防止対策

利用者の転倒・転落等の事故については、身体機能の把握、危険の予測、事故の分析を行い未然防止に努める。また、事故等が発生した場合は家族対応も含め、適切な対応を行い、生活委員会において再発防止策の検討とともに関係機関に対する報告を実行する。

- ① リスクマネジメントの認識について職員に対する涵養
- ② 居室及びベッド周辺の整備
- ③ 転倒時の身体保護のため「転倒骨折軽減パンツ」や「頭部保護帽子」の使用
- ④ 通院の際の乗降時と病院内介助の安全面への配慮
- ⑤ 誤薬事故防止のために「服薬介助マニュアル」の徹底

(10) 誤嚥防止及び口腔ケア

誤嚥リスクのある利用者については、職員間の共通認識を図り安全な食事形態等を検討し誤嚥防止に努める。

- ① 利用者個々の摂食・嚥下機能を理解する。
- ② 食材については、素材や調理方法の検討を適宜行うとともに、やわらか食等の使用も行う一方、咀嚼力の向上のために出来るだけ固形の食品を使用する。
- ③ 食事前の口腔体操の実施と食堂席での喫食時の姿勢補正を行う。
- ④ 義歯の適切な管理
- ⑤ 歯科医師及び歯科衛生士との連携

(11) 認知症ケア

認知症の症状を有する利用者が増加する中、その周辺症状によって三楽荘での生活に支障が出るのを防ぐことと、利用者が精神的に安定した状態で生活を送ることができるよう、認知症症状への理解と尊厳のあるケアの取り組みを行う。

- ① 夜間の安眠、日中の生活活動等、生活リズムの構築
- ② 人格を尊重し個々の生活歴や人柄を考えたケアを行う。
- ③ 認知症利用者への言葉遣いと正しい伝え方の工夫を行う。
- ④ 共同作業の推進（ダイルームで季節の飾りを作る等）
- ⑤ 研修参加等、認知症ケアに対する職員教育の実施

《 3. 職員の目標等 》

平成 27 年度における職員の目標としては、業務を通じた利用者及び家族との信頼関係の構築を行い、それぞれの職務について職務が停滞することなく職種間の連携をとりながら速やかに遂行するものとする。

また、コンピュータシステムの活用等による施設内の情報共有に努め、利用者へのサービスが円滑に提供できるよう実施するとともに、職員個々の職業モラルを向上するための、職種単位での具体的な業務目標を作成する。

- (1) 効率的な介護サービス用コンピュータシステムの活用
- (2) 職種別業務目標の設定
 - ① 介護業務目標
 - ② 医務室業務目標
 - ③ 相談室業務目標
 - ④ 給食業務目標
 - ⑤ 事務業務目標
 - ⑥ 管理業務員業務目標

《 4. 利用者の生活目標 》

- (1) ふれあいのホームづくり
お互い助け合い、明るく楽しい三楽荘を作りましょう。
- (2) 自立した生活
依存的にならず、出来るだけ自分のことは自分で行いましょう。
- (3) 清潔の保持
保健衛生に心がけ、身の回りの清潔、居室の整理整頓に努めましょう。
- (4) 生きがいのある生活
趣味や特技を生かし、豊かで生きがいのある日々を送りましょう。
- (5) 家族・知人との交流
家族や知人との交流を大切にしましょう。
- (6) 積極的な行動と責任
自分の意見を述べるとともに、自分の行動には責任を持ち、他の利用者に迷惑をかけることがないように心がけましょう。

《 5. 事業の実施 》

目 的	実 施 内 容
① 明るい家庭的雰囲気の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者・職員懇談会の方法を検討 ・ 利用者交流会の実施 ・ 「手芸友の会」の実施 ・ かわり湯の実施（季節感を感じられるお風呂の実施） ・ 各種家庭的行事の実施 ・ 食事方法の工夫（バイキング等） ・ 赤ちょうちんの実施 ・ ガーデニングの実施（駐車場花壇・中庭ガーデニング）
② 身体・精神機能の維持向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康維持の励行「ラジオ体操、荘内外の散歩、軽作業」 ・ リハビリの実施（筋力維持向上） ・ 介護予防運動の実施
③ 生きがい支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種クラブ活動の実施 ・ 各種委員会活動の実施（給食委員会、防災委員会） ・ 家族交流の促進（外出・外泊支援） ・ 老人クラブ活動の支援 ・ バス旅行の実施 ・ 買物デーの実施 ・ 外食の日の実施 ・ カラオケの実施 ・ 映画の日の実施（DVD鑑賞） ・ 家庭菜園の実施
⑦ 地域交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域行事への参加（社会福祉大会・北海盆踊り・ちびリンピック等） ・ ボランティアの積極的受入れ ・ 幼稚園・児童館との交流 ・ 小中高校生、各種団体との交流 ・ ことぶき大学等地域活動への参加
⑧ 環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の日常生活を魅力ある質の高いものにするとともに、職員の作業環境の改善を図る。 ・ 適正な室温・湿度の管理を行うよう努める。 ・ 食事に関して利用者が食事を楽しめる環境づくりを行う。 ・ 定期的に居室点検を行い、安全で快適な居住空間の確保に努める。
⑨ 衛生管理・予防対策・食中毒対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防に関する研修への積極的参加 ・ 感染症予防を考慮した日常清掃の実施 ・ 手洗い、うがい、消毒の励行 ・ 感染予防対策必要品の備蓄 ・ 感染症対策マニュアル及び給食施設における衛生管理マニュアルの見直しと、その内容理解の徹底 ・ 利用者・家族へ感染症予防に関する情報の提供

《 6 ・ 年 間 行 事 計 画 》

4 月	5 月	6 月	7 月
*老人クラブ定期総会	*ゲートボールコート開き *花見ドライブ *観桜会 *家族懇談会 *定期検診 *防災委員会 *総合災害避難訓練	*買い物デー *一日バス旅行	*ビアガーデン
8 月	9 月	10 月	11 月
*七夕行事 *合同夏まつり *北海盆踊り参加	*市来知神社祭 *肺癌・結核検診 *合同敬老会 *社会福祉大会 *運動会	*買い物デー *ゲートボールコート閉め *防災委員会 *総合災害避難訓練 *外食の日	*秋の作品展 *定期検診 *インフルエンザ予防接種 *赤ちょうちん *外食の日
12 月	1 月	2 月	3 月
*もちつき *クリスマス	*理事長新年挨拶 *新年会	*節分行事 *赤ちょうちん	*ひな祭り
<p><利用者関係></p> <p>【クラブ活動日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 書道 第1、3水曜日 ● 華道 第3火曜日 ● レクリエーション 月2回 ● カラオケ 月2回 ● ゲートボール 5～10月 <p>【リハビリ】</p> <p>第2、4水曜日</p> <p>【毎月実施する行事】</p> <p>誕生会、防火点検、法要・法話 利用者・職員懇談会 利用者交流会、手芸友の会、映画の日 ドライブデー（5～10月） 農園・園芸（4～10月）</p> <p>【行事実施計画の作成】</p> <p>行事の目標、展開、人員の設定、日程等について具体的な計画を作成し、取り組み、評価を行うこと。</p>		<p><職員関係></p> <p>【月例会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職員会議 ● 主任会議 ● 給食会議 ● 服薬会議 <p>【月例委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活委員会（事故防止・身体拘束廃止等） ● サービス評価委員会 ● 虐待防止委員会 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 研修委員会 ● 行事委員会 ● 施設内感染対策委員会 ● 老人クラブ役員会への参加 	

平成 27 度・特定施設入居者生活介護事業所 三笠市三楽荘事業計画

《 1. 基本方針 》

『利用者の能力に応じた自立支援を行う』

《 2. 利用者へ提供するサービスについて 》

サービス目標 『要介護又は要支援状態になった場合でも、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう努める』

要支援・要介護の利用者が、養護老人ホームにおいて生活するために必要な介護に関する計画を作成し、その実施に当たっては受託居宅サービス事業者との密接な連携のもと適切な介護サービスの提供に努める。

(1) 契約の締結

- ・ サービスの内容、利用料金を説明し同意を得る。
- ・ 生活上のリスク（事故等）について、具体例を示し理解を得る。
- ・ サービスに対する苦情、事故対応についての体制を説明し理解を得る。

(2) 特定施設サービス計画の作成

利用者について解決すべき課題を把握し意向を踏まえた上で、それぞれの状況に応じた特定施設サービス計画を作成し、本人・家族への説明を行い同意を得る。

(3) 生活相談・安否確認

生活相談員をはじめ職員が日常生活に関すること等の相談に応じるとともに、日常の心身の状況、生活状況を常に気配りする。

(4) 受託居宅サービス事業者との連携

- ・ 特定施設サービス計画に基づき、各種介護サービスの利用に関する細部の調整を行う。
- ・ 利用者の身体的・精神的状況の変化を事業所に申し送るとともに、利用中の変化等は事業者から適宜報告をしてもらう。
- ・ 常に利用状況の管理を行い適切な介護サービスの供給に心がける。

指定訪問介護	訪問介護事業所三笠市三楽荘
指定訪問看護	三笠訪問看護ステーション
指定通所介護	デイサービスセンター三笠市湯快館
指定通所リハビリテーション	介護老人保健施設「そらちの郷」
指定福祉用具貸与	(有)北海道環境福祉サービス
指定福祉用具貸与	(株)マルベリーさわやかセンター岩見沢

平成 27 度・訪問介護事業所 三笠市三楽荘事業計画

《 1. 基本方針 》

『利用者の要介護状態の軽減及び予防に努める』

《 2. 利用者へ提供するサービスについて 》

サービス目標 『日常生活の自立を支援するための個別サービスを展開する』

要介護又は要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、食事、排泄の介護その他の生活全般にわたり、一人ひとりの状態に合った質が高く安心・安全な介護サービスを提供する。

(1) 自立した日常生活の支援

- ・ 介護給付：利用者の要介護状態の軽減を図るとともに、悪化防止に努める。
- ・ 予防給付：利用者の生活機能の維持をするとともに、向上するための支援をする。
- ・ 日常的に医療を必要とする利用者が多く、医療に関する理解を深める。

(2) 訪問介護計画の作成

サービス利用者の心身の状況、生活時間、ニーズや要望及び介護の状況などを把握して訪問介護計画を策定し、実践は「自立支援」と「生活の質の向上」のための援助を念頭に置いて行う。

(3) 介護サービスの提供

- ① 食事のケア …
 - ・ 利用者個々の身体状態に合わせた食事形態の工夫を行う。
 - ・ 食事に使用する自助具の定期的見直しを行う。
 - ・ 摂食・嚥下障害を理解した食事時の正しい姿勢の確保を行う。
- ② 入浴のケア …
 - ・ 1対1の介助を行いゆっくりと入浴していただく。
 - ・ 同性介助を基本とし不安なく入浴していただく。
 - ・ 入浴時の安全を十分に確保する。
- ③ 排泄のケア …
 - ・ 個々に合わせた排泄パターンを把握する。
 - ・ おむつ使用から、トイレでの排泄に向けた支援を行う。
 - ・ 便秘対策を実施する（排便サイクルの把握、腹部マッサージ、水分及び食物繊維の摂取）

(4) 利用者及び家族との信頼関係の構築

- ・ 職務を通じて利用者及び家族との信頼関係を構築する。
- ・ 対話に努め利用者・家族の状況を把握する。
- ・ 依頼されたことには速やかに対応する。当日対応できない場合は他の職員に確実に引き継ぐ。

(5) 特定施設入居者生活介護事業所三笠市三楽荘からの受託業務

- ・ 日々変わる利用者の健康状態等の状況把握を全員が把握できる体制を作る。
- ・ 情報を共有化しサービスの向上を図る。
- ・ 職種内・職種間の報告・連絡・相談の徹底を図る。

平成27年度・特別養護老人ホーム三笠市ことぶき荘事業計画

《 1. 基本方針 》

『住み慣れた地域での暮らしを支える拠点施設』

《 2. 利用者へ提供するサービスについて 》

サービス目標 『一人一人をみつめた信頼されるケアをめざす』

特別養護老人ホームにおける入所基準の新たな制定により、増加が見込まれる要介護の重度利用者、認知症ケアに対し、ことぶき荘は、介護サービスの重点項目を次の9つに定め、利用者の多様な介護・医療ニーズに各職種が連携、協働のもと、それぞれ理解し取り組んでいくとともに、ことぶき荘開設40周年にあたり、改めて利用者一人一人の人権を尊重した安全で安楽なケアを実践する。

(1) 食事のケア

「利用者個々の生活スタイルに合わせた食事提供」、「意思に沿った食事提供」「利用者個々のペースに合った食事提供」を意識しながら、快適で安全な食事のケアを実践する。

- ① 利用者個々の身体状況、食事形態に応じた工夫
- ② 食事場面の環境づくり
- ③ 誤嚥防止対策
- ④ 食生活と栄養管理 ～ 栄養ケア計画に基づき、各職種間連携のもと食生活の把握に努める

(2) 入浴のケア

ことぶき荘における機械入浴対象者は7割を超える現状の中、“ゆとり”のない介護になっていく傾向のなか、入浴のケアではよりプライバシーに配慮し、安全な手順でリラックスした入浴を楽しめる環境づくりを目指す。

- ① 浴室及び更衣室等の環境工夫
- ② 特殊浴槽利用における入浴時間帯の工夫
- ③ 新型機械浴槽の検討

(3) 排泄のケア

“オムツはずし”につなげていく共通の目的意識を支援する全職員が認識するとともに、具体的な方法を検討し、利用者個々にあったより良いケアを実践する。

- ① 排泄パターンの把握（タブレットパソコンの活用）
- ② 生活面、医療面、栄養面等幅広い視点から検討し、自然排泄を促すケアの実践

- ③ 排泄に係る皮膚観察の徹底
- ④ 各種研修参加、実践施設との情報交換等、排泄ケア教育の推進
- ⑤ 自尊心、プライバシーの遵守と臭気等への配慮

(4) 身体拘束ゼロへの取り組み

全職員が身体拘束を人権問題であるという認識に立ち、施設設備の見直しや介護用品の活用、特に認知症利用者については、その行動パターンの把握と介助方法等を常に検討し身体拘束廃止を目指す。なお、緊急やむを得ない場合は、「切迫性」「非代替性」「一時的」であることを確認のうえ、早期の抑制解除に取り組む。

- ① 家族等への説明、同意
- ② 低床ベッド、転倒予防器具等の設備・備品の活用
- ③ 緊急やむを得ない場合における記録の整備、解除に向けてのモニタリングの実施
- ④ 身体拘束廃止等の研修会に職員の積極参加と情報の共有
- ⑤ 『高齢者虐待防止法・養護者支援法』の主旨と、拘束は基本的人権の侵害であることを認識した権利擁護の視点を忘れないケアの実践

(5) 口腔のケア

口腔内の衛生管理は、誤嚥等による肺炎罹患のリスクを低下させるだけでなく、摂食・嚥下機能改善の効果があり、生活の質を上げるための生活習慣である。このことから口腔ケアの重要性を職員が認識するとともに、利用者個々に合わせた具体的なケア方法とケア用品の検討を行う。

- ① 摂食・嚥下障害対応マニュアルの活用
- ② 利用者個々にあったケア・使用物品の選定及び工夫
- ③ 利用者自身が口腔ケアに関心をもてるアプローチ
- ④ 義歯の適切な管理
- ⑤ 食事前の口腔体操の実施
- ⑥ 歯科医、歯科衛生士との連携

(6) 医療的ケア

ことぶき荘利用者における、医療的ケアの必要性が増加する中、看護職員と介護職員が連携・協働による『口腔内のたんの吸引等』を安全・安楽に実施するとともに、関係法令に沿った取り組みを行う。

- ① 看護職員と介護職員の連携による安全なケアの実践
- ② 医療機関（主治医）及び対象利用者家族との連携
- ③ 関係法令に基づいた、記録の整備
- ⑤ 定期的なアセスメントの実施
- ⑥ 医療的ケアの研修会への参加と情報共有

(7) ターミナルケアの取組み

終末期が近づいた利用者又は摂食低下、嚥下状態の低下等体調の変化について、早期の段階で家族へ情報伝達、共有しながら主治医との連携を図り、家族の意向を考慮しながらその人らしさを尊重したことぶき荘におけるターミナルケアの実践方法について、取組みを行う。

- ① ことぶき荘におけるターミナルケアのマニュアルに基づくケアの実践
- ② ターミナルケアに関する研修等への参加
- ③ 近隣施設等の情報収集
- ④ 家族等への早期伝達と利用者状況の情報共有
- ⑤ 関係諸機関との連携

(8) 事故の予防と対応

ベッドからの転落及び転倒等の事故については、器具や介護用品の活用を図りながら未然防止に努める。また、事故等が発生した場合は家族対応も含め、適切な対応を行い、生活委員会において再発防止策の検討とともに関係機関に対する報告を実行する。

- ① 利用者、家族等へ施設内に潜むリスクの説明
- ② リスクマネジメントへの認識についての職員に対する涵養
- ③ 事故発生時の迅速な情報伝達及び状況確認
- ④ 医療的処置の必要性の確認と、受診対応
- ⑤ 『事故報告書』様式の内容改善の検討

(9) 認知症ケア

認知症周辺症状を有する利用者が増加する中、入所の際には、事前訪問による生活環境の把握、本人、家族がもつ不安を受け止めながら、認知症状への理解と尊厳あるケアの取組みを行うと、専門研修へ参加した場合は、職員に対し周知と反映する工夫を行い実践力の向上を目指す。

- ① 夜間の安眠、日中の生活活動等、生活リズムの構築
- ② 生活歴等、個々の人柄を考えた日課・役割づくりの検討
- ③ 居場所や居心地を考慮した環境整備
- ④ 研修参加等、認知症ケアに対する情報収集と実践力向上のための職員教育
- ⑥ 認知症ケアに基づいたケアプラン作成の実践

《 3・職員の目標等 》

平成 27 年度における職員の目標としては、介護・栄養の個別計画及び健康管理を関係職員が情報を共有して、適正かつ効率的な作成・評価が図れるようコンピュータの活用、特に携帯可能なタブレット型 PC の利用促進し科学的介護を実践していくとともに、職員個々の職業モラルを向上するための、職種単位での具体的な業務目標を作成する。

(1) 効率的な介護サービス用コンピュータシステムの活用

(2) 職種別業務目標の策定

- ① 介護業務目標
- ② 医務室業務目標
- ③ 相談室業務目標
- ④ 給食業務目標
- ⑤ 事務・管理業務目標

《 4・事業の実施 》

目 的	実 施 内 容
① 明るい家庭的雰囲気の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・茶話会（利用者の意見を反映できる場としての工夫） ・家族参加行事の実施 ・食事方法の工夫
② 身体機能の維持向上	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養ケアマネジメントによる適切な利用者への栄養指導 ・戸外散歩・外出の促進 ・おむつ利用者へのトイレ誘導促進 ・音楽を利用したレクリエーション活動 ・各種運動器具を利用した個別リハビリの実施、モニタリング・評価の実施
③ 生きがい支援	<ul style="list-style-type: none"> ・居酒屋行事の実施 ・ふれあい旅行の実施 ・アクティビティ活動の充実と参加促進 ・家族交流の促進 ・DVD 観賞の実施 ・災害対策委員会活動の充実
④ 地 域 交 流	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事への参加 ・ボランティアの積極的・計画的な受入れ ・近隣地域住民や小中高学生、各種団体との交流機会の促進 ・介護・入所相談を施設理解、アピールの機会と考え、施設が有する機能を広く利用していただく環境づくり

⑤ 福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> ・年間施設実習受入れ計画・企画書の作成 ・ホームヘルパー養成機関との連携 ・個人体験ボランティアの積極的な受入れ
⑥ 環境・備品整備	<ul style="list-style-type: none"> ・低床型電動ベッドへの更新 ・褥創予防マットレスの配置増 ・食事用椅子の配置増 ・アームレスト開閉式車椅子の配置増 ・共有空間と居室空間しつらえのための環境整備 ・認知症利用者の居場所づくりのための環境整備 ・介護リフトの活用
⑦ 衛生管理・予防・食中毒対策	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防に関する研修への積極参加 ・感染症予防を考慮した日常清掃の実施 ・手洗い、うがい、消毒の励行（1ケアごと） ・感染予防対策必要物品の備蓄 ・感染症対策マニュアル及び給食施設における衛生管理マニュアルの見直しと、その内容理解の徹底 ・室温及び湿度の管理徹底

《 5・年間行事計画 》

4 月	5 月	6 月	7 月
*非常通報訓練	*家族会定期総会 *観桜会 *実習生受入れ *災害委員会 *総合災害避難訓練 *ドライブの日	*居酒屋『寿』 *実習生受入れ *ドライブの日	*実習生受入れ *レクリエーション大会 *ドライブの日
8 月	9 月	10 月	11 月
*七夕行事 *合同夏まつり *追悼法要・法話 *実習生受入れ *ふれあいバス旅行 *ドライブの日	*合同敬老会 *ドライブの日 *彼岸法要・法話 *肺がん・結核検診 *実習生受入れ	*観楓会、 40周年記念行事 *家族懇談会 *実習生受入れ *総合災害避難訓練 *ドライブの日	*味覚祭 *インフルエンザ予防接種 *居酒屋『寿』
12 月	1 月	2 月	3 月
*クリスマス夕食会 *年末法要・法話	*理事長新年挨拶 *合同新年会 *年始法要・法話	*節分行事 *居酒屋『寿』 *レクリエーション大会	*ひな祭行事 *彼岸法要・法話
<p><利用者関係></p> <p>【クラブ活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・習 字 第1. 第3月曜日 ・華 道 毎月1回（火曜日） ・リハビリ 木曜日 ・レクリエーション 第2月曜日 ・音楽リハビリ 第4月曜日 <p>【月例行事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・入院者見舞 ・茶話会 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食会議 年3回参加（6月、10月、2月） 		<p><職員関係></p> <p>【月例会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 ・主任会議 ・給食会議 <p>【月例委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束廃止検討委員会 ・生活委員会 ・施設衛生委員会 ・入所判定委員会 ・たん吸引等安全対策委員会 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス評価委員会 2月に1回 ・居酒屋運営委員会 年3回 ・リハビリ委員会 年4回 ・荘内研修会 随 時 ・各種行事運営委員会 随 時 ・介護支援専門員委員会 随 時 ・その他小委員会 随 時 <p>（排泄、食事、水分）</p>	

平成27年度・三笠市ことぶき荘短期入所生活介護事業計画

《 1. 基本方針 》

『ひとり一人の生活に適合した暮らし方の支援』

《 2. 利用者へ提供するサービスについて 》

サービス目標 『継続性のあるサービスの提供をめざす』

短期入所の利用目的の把握に努めるとともに、利用者本人、家族等の要望を受け止め、居宅介護支援事業者とも連携を図りながら、家庭から継続性のあるサービスの提供を目指すとともに、利用者の状態や家族等の事情により、緊急に短期入所生活介護が必要と認められる場合には即応するなど、在宅介護サービスの重要な資源として、次の重点事項について実践する。

(1) 事前訪問の実施及び家族との連携

- ・家庭を一時でも離れる不安から少しでも軽減できるよう、利用前の家庭訪問を実施し重要事項説明書をもとに施設概要を説明する。
- ・利用者本人、家族等の生活に対する意向を確認し、その情報を職員間で共有する。
- ・家族との連携手段の工夫（手紙等）
- ・“ショートスティだより”を発行する等、施設からの情報発信の工夫

(2) 契約の締結

- ・サービスの内容、利用料金等を説明し、同意を得る。
- ・施設生活上のリスク（事故、急病等）について、具体例を示し理解を得る。
- ・施設サービスに対する苦情、事故対応についての体制を説明し理解を得る。

(3) 短期入所介護計画書の作成

- ・三泊四日以上の利用者については、介護計画書を作成し利用者本人、家族への説明を行い、同意を得る。

(4) 家族及び居宅介護支援事業者との連携

- ・家族に対し介護内容の理解を得るとともに、家族と施設との連携手段を工夫する。（手紙、施設便り等の作成）
- ・短期入所中の状況を具体的に、居宅介護支援事業者に伝え、双方で協議しながらサービス内容の充実を図る。

(5) 健康管理

- ・利用日初日の健康チェック（体温、血圧、脈拍等）を実施する。
- ・持病の把握に努め、健康状態の観察から身体変化の早期察知ができるよう、円滑な職員間の引継ぎを行う。

(6) 緊急時の対応

- ・利用者本人の“かかりつけ医”と連携を図り、病院への搬送等必要な処置をとる

(7) 忘れ物・不明品発生防止

- ・入退所時の持ち物チェックの徹底を図り、信頼関係の保持に努める。

(8) 苦情・事故処理体制

- ・本体事業（特別養護老人ホーム）と同様の体制を整備する。
- ・居宅介護支援事業所との連携を図る。

(9) 個別ニーズ対応と利用満足アップへ

- ・要介護状態に左右されないケア意識の周知
- ・入所者、短期利用者の区別のない施設利用者が共に楽しめる機会の促進
（アクティビティ活動、クラブ活動、行事参加等をケアプランへ反映）
- ・緊急受入れの場合、居宅介護支援事業所との整合性を図りながらの個別ニーズ対応

平成 27 年度・デイサービスセンター三笠市湯快館事業計画

《 1. 基本方針 》

『利用者の要介護状態の軽減及び予防に努める』

『明るく家庭的な雰囲気を持ち居宅で生活する利用者の支えになるよう努める』

《 2. 利用者へ提供するサービスについて 》

サービス目標 『日常生活の自立を支援するための個別サービスを展開する』

利用者が居宅において能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行い、利用者の孤立感の解消、心身の機能の維持及び家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

(1) 共通サービス

一人一人の意欲を引出し、アクティビティや他者との交流の機会による心身の活性化を図るとともに、湯快館を利用する楽しさを感じてもらえるよう努める。

- ① アクティビティ ・利用者に楽しんでいただける内容の工夫
(個々の嗜好に合わせた選択可能な手工芸やレクの実施)
- ② 生活相談 ・利用者の心身状況や家庭環境、その他相談事項を通所介護計画等に反映し、それらの改善に資するよう努める。
- ③ 入浴サービス ・安全かつ快適な入浴と重度者対応等の介護技術の向上
- ④ 食事サービス ・楽しめる食事内容と糖尿病等に配慮した食事の提供
・快適な環境と個々に合った自助食器の活用
・嚥下困難者な利用者には正しい姿勢と食事形態に配慮し、場合によってはトロミ剤を使用することにより、安全な食事を提供する。
- ⑤ 送迎サービス ・安全意識の徹底と乗車中の楽しい雰囲気づくりに努める。
- ⑥ 口腔ケア ・昼食後のブラッシングにより、口腔内の清潔と歯肉の安定により、咀嚼機能の向上と誤嚥性肺炎の予防に努める。

(2) 介護サービス

- ① 個々に通所介護計画を作成し、要介護状態の軽減若しくは悪化を防ぐための具体的な目標設定と日常生活に役立つ機能訓練等の実施
- ② 作業療法に通じる内容や精神活動の活発化を目的とした各種ゲーム等の実施
- ③ 中重度者（経管栄養、認知症等）介護の専門性を高める

(3) 介護予防サービス

個々に介護予防通所介護計画を作成し、要介護状態予防のための具体的な目標設定と下記の選択サービス等の実施

- ① 運動器機能向上 ・利用者の疾病や身体状況の変化に対応した訓練メニューを検討し進める。
 - ② 口腔機能改善 ・口腔内の清潔を主に実施、歯科医師との連携を図る。
- (4) 特定施設入居者生活介護事業所三笠市三楽荘からの受託によるサービス
- ① 特定施設介護サービス計画（特定施設介護予防サービス計画）に基づき、通所介護計画（介護予防通所介護計画）を作成しサービスの提供に当たる。
 - ② 利用者ごとに提供した受託居宅サービスの種類、日時及び具体的なサービス内容を文書により特定施設に報告する。
 - ③ 利用者の状況や介護についての日常的な情報交換を行う。
- (5) 尊厳の保持、人権の擁護
- ① 利用者の尊厳と人権について理解と尊重に努める。
 - ② 常に利用者の立場を考えた視点を持つ。
 - ③ 利用者に指示的な言葉や態度をとらない。
 - ④ プライバシーへの配慮に努める。
- (6) 拘束ゼロへの取り組み
- 全職員が身体拘束を人権問題であるという認識に立ち、施設設備の見直しや介護用品の活用、特に認知症利用者については、その行動パターンの把握と介助方法等を常に検討し身体拘束廃止を目指す。なお、緊急やむを得ない場合は、「切迫性」「非代替性」「一時的」であることを認識のうえ、早期の抑制解除に取り組む。
- ① 家族等への説明、同意
 - ② 介護用ベッド、転倒防止器具等の用具・備品の活用
 - ③ 緊急やむを得ない場合における記録の整備、解除に向けてのモニタリングの実施
 - ④ 身体拘束廃止等の研修会に職員の積極的参加と情報の共有
 - ⑤ 「高齢者虐待防止法」の主旨の理解と、「緊急やむを得ない」場合を除いて身体拘束は原則すべて虐待に該当することを理解する。

《 3. 職員の目標等 》

- (1) 効率的な介護サービス用コンピュータシステムの構築と情報の共有
- (2) 業務目標
- ① あらゆる機会を通じて利用者との対話に心がけ、身体面・精神面の状況を把握する。
 - ② サービスマナー（言葉遣い・態度等）の向上に取り組む。
 - ③ 職務を通じて利用者及び家族との信頼関係を築くことを大切にする。
 - ④ 利用者に対しては受容を基本とするが、支援する立場であることを自覚する。
 - ⑤ 職務について停滞することなく、速やかに行動する。
 - ⑥ 利用者サービスが途切れることがないように職員間の引継ぎに努める。
 - ⑦ 常に新鮮な感覚を持ち、様々な改善について提案する。
 - ⑧ 新規利用者の積極的な受入とリピーターの確保

《 4. 事業の実施について 》

(1) 共通サービス

区 分	内 容	備 考
趣 味 活 動	カラオケ、手芸、ペン習字、ちぎり絵、麻雀、オセロ等	毎日実施 (入浴と並行)
口 腔 ケ ア	湯快館職員によるうがい、歯磨き、ブラッシングの指導	毎日実施 (昼食後実施)
アクティビティ	ストレッチ運動、民謡体操、よさこいソーラン体操、みんなの体操、ふまねつと運動、歌って民謡、ラジオ体操	毎日実施
季節の行事	七夕、縁日、敬老会、カレンダー作り、クリスマス、正月飾り作り等の実施 餅つき、新年会、節分、ひな祭り（合同行事） ガーデニングの実施（夏季）	
屋 外 レ ク	花見ドライブ（桜・梅・あやめ） 買い物デー 紅葉狩りドライブ等	

(2) 介護サービス

区 分	内 容	備 考
趣 味 活 動	カラオケ、手芸、ペン習字、麻雀、オセロ等	毎日実施
レクリエーション	各種ゲーム（約30種類） 3日ごとにメニュー変更して実施 機能訓練（希望者に実施） 高齢者筋力トレーニングマシン等により実施	毎日実施

(3) 介護予防サービス

区 分	内 容	備 考
運動器の機能向上	高齢者筋力トレーニングマシン等により実施 下肢筋力を中心に歩行筋力の安定化を図る	毎日実施
口腔機能改善	歯科衛生士による口腔衛生指導 歯磨き・ブラッシング、口腔内検査 歯科医師による治療指導	週1回実施

(4) 認知症対策

- ・ 認知症ケアに関する情報収集・研修参加と実践
- ・ その人の行動観察と理解
- ・ 人格を尊重したケアの実践
- ・ 認知症利用者への言葉遣いと正しい伝え方の工夫を行う。

(5) 事故防止対策

- ・ 誤飲・誤嚥に関して、利用者個々の咀嚼能力を把握し適切な食事提供を行う。
- ・ 転倒・打撲に関して、利用者の身体能力と当日の体調を確認するとともに、職員間で情報を共有し介護に当る。
- ・ 利用者への服薬介助に関して、看護師が薬の管理と服薬確認を確実にを行う。
- ・ 事故防止・ヒヤリハット委員会の中で事例検討し、今後の事故防止につなげる。

(6) 環境整備

- ・ 季節の模様替えや館内のレイアウトを変更する等、利用者が楽しんで来館してもらえるように工夫を行う。
- ・ 利用者の転倒事故等を防止するため安全に配慮した館内の整備を行う。

(7) 衛生管理・予防対策

- ・ 感染症予防に関する研修への積極的参加
- ・ 感染症予防を考慮した日常清掃の実施
- ・ 手洗い、うがい、消毒の励行
- ・ 感染症対策マニュアルの作成と活用
- ・ 感染予防対策必要品の備蓄
- ・ 利用者・家族へ感染症予防に関する情報の提供

《 5. 年間行事計画 》

月	行 事	内 容	詳 細
4月	ミニドライブ	買い物デー	
5月	ミニドライブ	お 花 見	季節の変化を楽しむ
6月	避難訓練	防災意識の喚起	火災等の災害を想定し避難する
	ミニドライブ	買い物デー	
7月	七 夕	七夕飾りを作る	短冊に願いごとを書き柳の木につるす
8月	ミニドライブ	買い物デー	
	縁 日	盆踊り・炭火焼き	焼き鳥、氷水等
9月	敬 老 会	長寿を祝う	赤飯等でお互いの長寿をねぎらう
10月	ミニドライブ	買い物デー 紅葉狩り	季節の変化を楽しむ
	避難訓練	防災意識の喚起	火災等の災害を想定し避難する
11月	工 作	カレンダー作り	版画カレンダーを個々に作製する。
12月	餅 つ き	合同行事	
	クリスマス	クリスマスを楽しむ	
	ミニドライブ	買い物デー	
1月	ミニドライブ	初 詣	
	新 年 会	紅白歌合戦	
2月	節 分	合同行事	工作（節分用のオニのお面）
	ミニドライブ	買い物デー	
3月	ひなまつり	合同行事	

- ・ 毎月「茶話会」の実施
- ・ 毎月「お楽しみおやつ作り」の実施